

よく考えよう！ ジュニア NISA の概要と注意点

平成 28 年 5 月作成



今回お話するのはジュニア NISA についてです。一般の NISA についてご存知の方が多いと思いますが、今回はこのジュニア NISA の概要と特徴に絞ってお話したいと思います。

まず、このジュニア NISA の概要は以下の通りとなります。

- ① 日本に住む未成年者（口座開設する年の 1 月 1 日現在）が口座開設できます（口座開設の年に生まれた者を含む）
- ② 口座の開設（投資）可能期間は平成 28 年 4 月～平成 35 年 12 月 31 日までの 8 年間
- ③ ジュニア NISA 口座での非課税投資枠は 1 年間で最大 80 万円、仮にある年に 50 万円しか投資しなくてもその年の 30 万円を翌年以降に繰り越すことはできない。
- ④ 口座開設者とその年の 3 月 31 日において 18 歳になるまで、原則として払出ができない（売買等の取引は可能）
- ⑤ 親権者等が代理で口座の管理を行うことができる
- ⑥ 非課税対象は上場株式等の譲渡益・配当金等

	平成28年 (13歳)	平成29年 (14歳)	平成30年 (15歳)	平成31年 (16歳)	平成32年 (17歳)	平成33年 (18歳)	平成34年 (19歳)	平成35年 (20歳)	平成36年 (21歳)	平成37年 (22歳)	平成38年 (23歳)	平成39年 (24歳)
NISA口座	平成28年(13歳)	80万円										
	平成29年(14歳)		80万円									
	平成30年(15歳)			80万円								
	平成31年(16歳)				80万円							
	平成32年(17歳)					80万円						
NISA口座	平成33年(18歳)					80万円						
	平成34年(19歳)						80万円					
	平成35年(20歳)							120万円				
	平成36年(21歳)								120万円			

80万円以内で新たなNISA枠へ移管可能

20歳以降は通常のNISA口座へ120万円以内で移行可能

平成36年以降NISAでの新規の投資はできない

課税未成年者口座(18歳まで払出制限)

18歳以降払出制限解除

なお、NISA 口座への投資資金を親や祖父母が贈与することができます。ここで「おや？」と思った人がいるかもしれません。そうです、資金を贈与するが、その管理を親権者等が行うということは、前回のコラム No. 047 で紹介した「名義預金」等の考え方では、その真の所有者はその贈与した者又は口座管理者等になるのではないかということです。つまり、ジュニア NISA とはある意味国が「高齢者から若年者へ、貯蓄から投資へという政策のために」名義預金とみなされずに贈与ができる制度として認めているということです。

また、NISA 口座で取引される株式や投資信託は元本保証の商品ではないので、その運用管理にはリスクがあるということを忘れてはいけません。NISA 口座での取引は配当や譲渡益は非課税となる一方、コラム No. 046 で紹介した「譲渡損は他の口座の譲渡益と通算することはできない」点にも注意が必要です。

さらに、贈与した資金については、その贈与自体が非課税となるわけではありません。そのため、NISA 口座の資金として 80 万円を贈与した場合、口座開設者が他に 30 万円を超える贈与を受けた場合には、贈与税の申告納税が必要になる点にも注意が必要です。

ジュニア NISA 等の口座資金等は口座開設者が 18 歳まで、払出ができませんが、もしも**払出等をしてしまった**（債務不履行事由が生じた）**場合、それまで適用を受けた非課税措置はなかったものとされ、遡って納税する必要がある**ことも意外と知られてないことですが、注意が必要です。